

事務連絡
令和2年3月27日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

防火対象物点検報告制度のリーフレットの配布について

平成13年に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえて制定された防火対象物点検報告制度（以下「防対点」という。）の運用が開始されてから約16年が経過しました。

近年、共同住宅の一部に民泊が入る等、様々な形態の複合用途防火対象物が出現していることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）」において、当該対象物における防対点に関する運用について検討を行っています。

これまでの検討を踏まえ、施設関係者目線で防対点のポイントを分かり易くまとめたリーフレットを作成しましたので、日頃の立入検査等の機会をとらえ防対点の趣旨や内容を周知し、その実施を促進するためにご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

1 配布物

別紙1のとおり

2 配布先及び配布部数について

別紙2のとおり

3 配布方法について

消防庁から各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁に配送します。各都道府県消防防災主管課におかれましては、消防本部へ配布願います。なお、消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて対応願います。

4 その他

本リーフレットの電子データは、消防庁ホームページに掲載しますので、必要に応じ、ダウンロードして活用してください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

消防庁予防課 企画調整係

担当 坂本、金子

電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

事務連絡
令和2年3月27日

公益社団法人全日本不動産協会
一般社団法人マンション管理業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 } 御中
全国社会福祉協議会
日本賃貸住宅管理協会

消防庁予防課

防火対象物点検報告制度のリーフレットの周知について（依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より、消防行政に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成13年に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえて制定された防火対象物点検報告制度（以下「防対点」という。）の運用が開始されてから約16年が経過しました。

近年、共同住宅の一部に民泊が入る等、様々な形態の複合用途防火対象物が出現していることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）」において、当該対象物における防対点に関する運用について検討を行っています。

これまでの検討を踏まえ、施設関係者目線で防対点のポイントを分かり易くまとめたリーフレットを作成するとともに、別添のとおり、各都道府県消防防災主管課等に配布したところです。

つきましては、防対点の普及啓発を図る際の参考としていただきますよう、貴団体に所属する関係各社に対しても、本リーフレットを周知していただくようお願いいたします。

（参考）本リーフレットが掲載されている消防庁ホームページのURL
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

消防庁予防課 企画調整係
担当 坂本、金子
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

防火対象物点検報告の流れ

1 点検の流れ



2 資格者による点検

- 点検は、防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する防火対象物点検資格者に行わせなければなりません。

防火対象物点検資格者に委託したい場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページに「防火対象物点検資格者」が在籍する点検事業者名簿(登録申し込みのあった事業者)があるので参考にしてください。

<http://www.fesc.or.jp/08/index4.html>



点検資格者は、消防法令に定められている次のような項目を点検します。

(次に示す点検項目はその一部です。)

点検項目

- 防火管理者を選任しているか。
- 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付されているか。
- 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

※一定の要件を満たせば3年間点検・報告が免除される特例認定制度(消防法第8条の2の3)があります。

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住民とともに
<https://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

(2020年3月版)

あなたの建物の防火安全を点検しましょう

～消防法に基づき防火対象物点検報告を実施しましょう～
新宿区歌舞伎町ビル火災(死者44名)を受け平成14年に制定された、一定の建物の防火安全(避難経路の管理等)を確認するための制度です。



防火対象物点検報告(消防法第8条の2の2)

- 一定の防火対象物の全ての管理権原者(テナント管理者含む)は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。
- 点検を行った防火対象物が基準に適合している場合は、点検済の表示を付することができます。
- 本制度と消防用設備等点検報告制度(消防法第17条の3の3)は異なる制度であり、本制度の対象となる防火対象物では両制度の点検及び報告が必要です。

点検をすると、こんなメリットがあります。

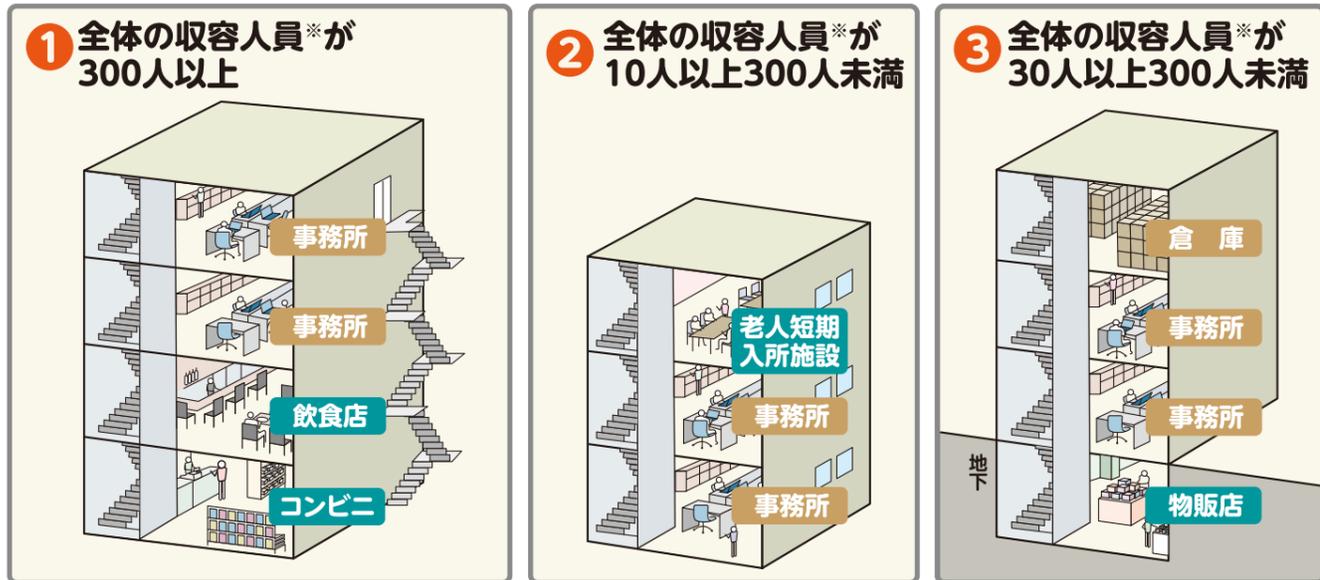
- 避難経路や防火戸等の適正な管理が図られ、火災発生時にあなたの建物の利用者の命を守ることにつながります。
- 防火管理者の届出忘れや消防計画の変更忘れなどの消防法令違反を防止できます。

消防庁

防火対象物点検報告が実施されているか、必ず確認しましょう。

一定の防火対象物の**全ての管理権原者（テナント管理者含む）**は防火対象物点検報告を実施する義務があります。なお、点検報告しなかった者には、30万円以下の罰金又は拘留が、その法人に対しては30万円以下の罰金が科せられることがあります。

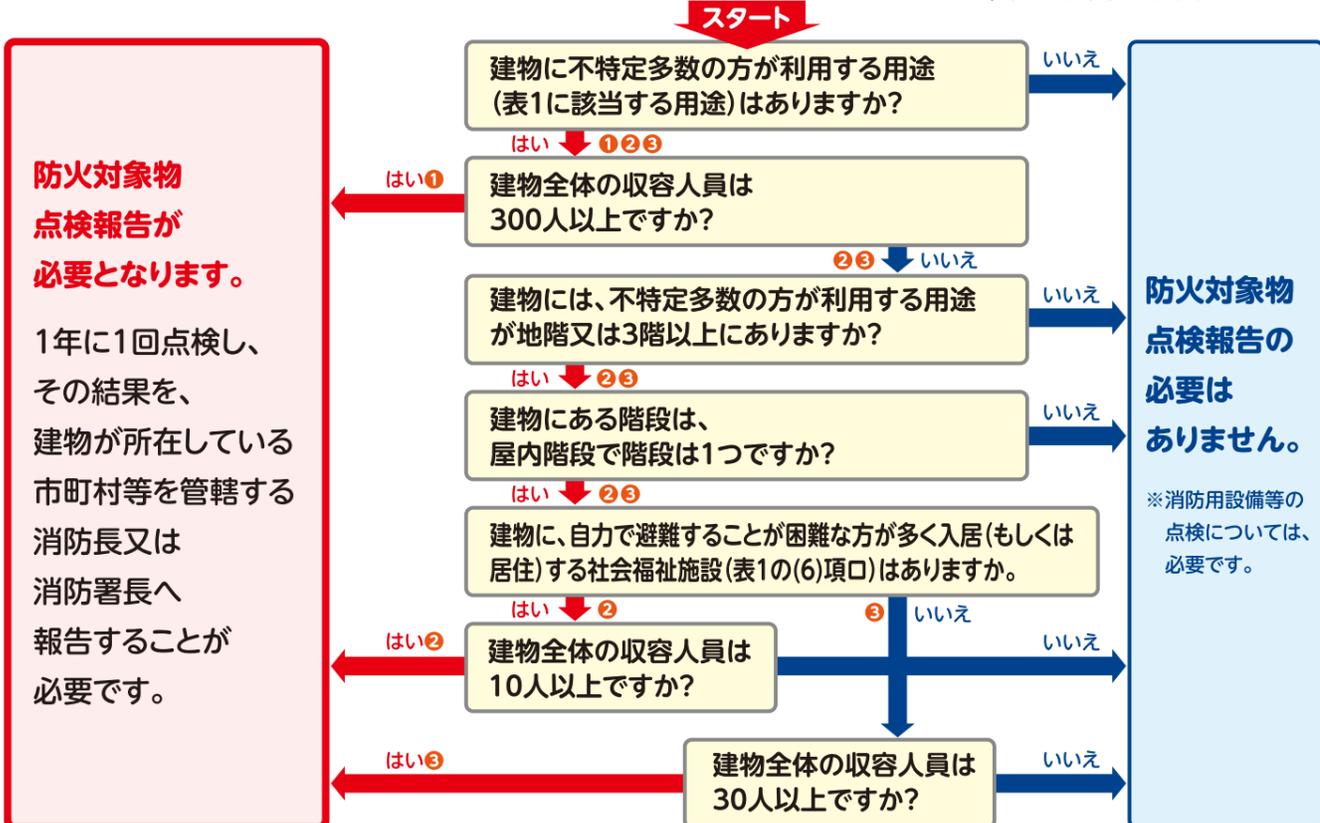
●防火対象物点検報告が必要な防火対象物の例



■は建物に不特定多数の方が利用する用途(表1に該当する用途) ■は該当しない用途
※収容人員とは、消防法施行規則第1条の3や各市町村で定める基準に従い算定される人員である。

●防火対象物点検報告が必要かチェック！

上の図の①②③を参考にしながらチェックしてみましょう。



※不特定多数の方が利用する用途が建物全体のごくわずかな場合等、上記のフローチャートに該当しても防火対象物点検報告が必要ない場合があります。詳しくは、お近くの消防署等にご確認ください。

点検報告を必要とする防火対象物

●表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となります。

※防火対象物点検報告が義務となる防火対象物の**全ての管理権原者（テナント管理者含む）**は、点検報告が義務となります。

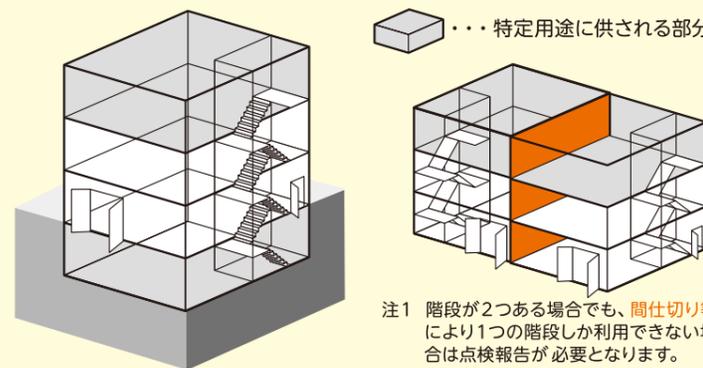
| 表1 | 用途 |
|---------|---|
| (1)項 | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場 |
| (2)項 | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ ファッションマッサージなどの性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等 |
| (3)項 | イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店 |
| (4)項 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| (5)項 | イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの |
| (6)項 | イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設等 ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム等 ニ 幼稚園又は特別支援学校 |
| (9)項 | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの |
| (16)項 | イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの |
| (16の2)項 | 地下街 |

※表1の各項目は、消防法施行令別表第1に掲げる用途を示しています。

| 表2 | 防火対象物 全体の収容人員 | 30人未満 (※10人未満) | 30人以上300人未満 (※10人以上300人未満) | 300人以上 |
|-----------|------------------|--|-------------------------------|--------|
| 点検報告義務の有無 | 点検報告の義務はありません。 | 次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途(表1に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に属するもの 2. 階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除) | 全て点検報告義務があります。 | |

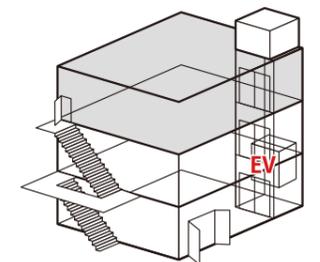
※表1の(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)の場合、()内の基準となります。

点検報告が必要な30人以上300人未満の防火対象物のイメージ



注1 階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合は点検報告が必要となります。

点検報告の必要ない防火対象物



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合は点検報告は必要ありません。

リーフレットの配布先及び配布部数

| No. | 名称 | 配布数 | No. | 名称 | 配布数 |
|-----|-------|------|-----|-------|------|
| 1 | 北海道庁 | 3600 | 26 | 京都府庁 | 930 |
| 2 | 青森県庁 | 680 | 27 | 大阪府庁 | 1680 |
| 3 | 岩手県庁 | 740 | 28 | 兵庫県庁 | 1490 |
| 4 | 宮城県庁 | 680 | 29 | 奈良県庁 | 190 |
| 5 | 秋田県庁 | 810 | 30 | 和歌山県庁 | 1060 |
| 6 | 山形県庁 | 740 | 31 | 鳥取県庁 | 190 |
| 7 | 福島県庁 | 740 | 32 | 島根県庁 | 560 |
| 8 | 茨城県庁 | 1490 | 33 | 岡山県庁 | 870 |
| 9 | 栃木県庁 | 740 | 34 | 広島県庁 | 810 |
| 10 | 群馬県庁 | 680 | 35 | 山口県庁 | 740 |
| 11 | 埼玉県庁 | 1680 | 36 | 徳島県庁 | 810 |
| 12 | 千葉県庁 | 1920 | 37 | 香川県庁 | 560 |
| 13 | 東京都庁 | 250 | 38 | 愛媛県庁 | 870 |
| 14 | 神奈川県庁 | 1490 | 39 | 高知県庁 | 930 |
| 15 | 新潟県庁 | 1180 | 40 | 福岡県庁 | 1490 |
| 16 | 富山県庁 | 500 | 41 | 佐賀県庁 | 310 |
| 17 | 石川県庁 | 680 | 42 | 長崎県庁 | 620 |
| 18 | 福井県庁 | 560 | 43 | 熊本県庁 | 740 |
| 19 | 山梨県庁 | 620 | 44 | 大分県庁 | 870 |
| 20 | 長野県庁 | 810 | 45 | 宮崎県庁 | 620 |
| 21 | 岐阜県庁 | 1240 | 46 | 鹿児島県庁 | 1240 |
| 22 | 静岡県庁 | 990 | 47 | 沖縄県庁 | 1120 |
| 23 | 愛知県庁 | 2110 | 48 | 東京消防庁 | 2000 |
| 24 | 三重県庁 | 930 | | | |
| 25 | 滋賀県庁 | 430 | | | |